

鹿 児 島 県 公 報

平成30年6月12日（火）第3424号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（2件）（障害福祉課取扱い） 1
○県営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課取扱い） 2
○道路の位置指定（2件）（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見等に関する公告（商工政策課取扱い） 3
○河川法に基づく原田川水系河川整備計画の公表（河川課取扱い） 5

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第670号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成30年6月12日

鹿児島県知事 三反園訓

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
才田 郁	出水総合医療センター	出水市明神町520	小児科	平成30年 6月1日
兒玉 憲人	霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永3320番地	神経内科	平成30年 6月1日
川上 広高	曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野894	整形外科	平成30年 6月1日
萩原 隆朗	市来内科	いちき串木野市大里3869番地6	内科	平成30年 6月1日
上蘭 直弘	川内市医師会立市民病院	薩摩川内市永利町西平4107番7	整形外科	平成30年 6月1日
永山 純	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号	内科	平成30年 6月1日
谷山 弘樹	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	内科	平成30年 6月1日

鹿児島県告示第671号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。
平成30年6月12日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
医療法人増田クリニック 鹿児島市樋之口町2-24	所在地	鹿児島市山之口町1-30出原ビル6F	鹿児島市樋之口町2-24	精神通院医療
ひおき診療所 日置市日吉町日置1150番地1	名称	日置市診療所	ひおき診療所	精神通院医療

鹿児島県告示第672号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。
平成30年6月12日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
			変更前	変更後	
医療法人常清会 鹿児島市南新町1-29	訪問看護ステーションおおぞら 鹿児島市紫原一丁目25-18 1号	事業所の所在地	鹿児島市上荒田町44-23 202	鹿児島市紫原一丁目25-18 1号	精神通院医療

鹿児島県告示第673号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営特殊農地保全整備梶ヶ野東迫地区東迫1換地区の換地計画に係る換地処分を、平成30年5月15日に行った。

平成30年6月12日

鹿児島県知事 三反園訓

始良・伊佐地域振興局告示第11号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年6月12日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指定道路		
		位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
平成30年5月23日	霧島市国分中央三丁目3番3号 株式会社国分ハウジング 代表取締役 久保範和	始良市西餅田字上松原3833番1	33.48	4.09~4.10

始良・伊佐地域振興局告示第12号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年6月12日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成30年 5月30日	宮崎県都城市中原町39街区8号 万代ホーム株式会社 代表取締役 濱田龍彦	始良市西餅田字楠元原 2963番4	34.78	5.02～5.07

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見等に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により南さつま市長から意見を聴取し、及び同条第2項の規定により住民等から意見書の提出があったので、これらの意見を平成30年6月12日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年6月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）加世田複合商業施設
南さつま市加世田地頭所町25番3 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成30年1月5日
- 3 意見の概要
 - (1) 南さつま市
 - ア 駐車需要の充足等交通に関する事項
 - イ 交通渋滞対策について
 - a 来店経路（案内経路）として、2ルート（①国道270号経由・ツタヤ前交差点、②auショップ前交差点・市道地頭所日新線経由）を設定しているが、案内表示の設置や交通整理員の配置については、当該施設の隣接箇所だけでなく、周辺道路（広域）にも実施するなど、来客者に対して、来店経路への適切な誘導を図る取組を行っていただきたい。
特に、開業時や繁忙期（連休日、バーゲン等）には、交通整理員の配置などについては、十分な対応を図っていただきたい。
 - b 当該施設の開業後、予想を上回る来店車両等により著しい交通渋滞の発生が認められる場合には、改めて関係機関と協議し、その対応を図っていただきたい。
 - ロ 交通安全対策について
 - a 周辺道路は、近隣の小・中学校の通学路にあたることから、交通安全には十分配慮していただきたい。
 - b 当該施設への出入口については、施設周辺道路（市道4路線）の全てに設置しているが、市道地頭所1号線側の出入口No.2については、特に幅員も狭いため、交通安全には十分配慮していただきたい。
 - c 交通安全対策については、南さつま警察署と事前に十分な協議を行い実施していただきたい。
 - ハ 駐車場対策について
 - a 駐車場の車止め（ガードパイプ等）設置や駐車場からの人の飛出防止のフェンスの設置、隣接住宅のプライバシー保護の対策をお願いしたい。

- b 西側進入路は、旧イケダパン工場時代、益山土地改良区から占用許可をとり、床版橋を架けた通路であると思われるが、その基礎である石積擁壁は、河床低下による基礎部の露出が見られるが、構造物としての検討が必要であると思われます。
- (㉔) 個別的意見（当該地及び周辺部における公共施設の整備計画について）
- a 現在、ツタヤから進入する市道中島線と市道地頭所日新線との交差点部の点滅信号は、商業施設への交通量が多くなると思われるので、今後の交通状況を踏まえ、信号機による制御について、県公安委員会への要望も検討する必要があると思われま
- b 国道270号、加世田保健所前交差点は、今後の交通状況を踏まえ、金峰方面からの右折レーンについて、南薩地域振興局への要望を検討する必要があると思われま
- イ 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- (㉕) 廃棄物処理について
- 廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理していただきたい。
- 併せて、届出書の「廃棄物減量化及びリサイクルについての計画」に記載している廃棄物の減量化及びリサイクルに取り組んでいただき、循環型社会の推進に努めていただきたい。
- なお、大規模小売店舗届出書における廃棄物に係る事項中、4廃棄物の運搬・処理計画(2)廃棄物の処理方法において、生ごみ等及びその他可燃性廃棄物の処理予定業者等が南さつまクリーンセンターと記載されているが、一般廃棄物の最終処分場であることから中間処理施設である内鍋清掃センターに搬出すること。
- (㉖) 騒音対策について
- 騒音対策について、次に掲げる事項に配慮するなど規制基準を超えることのないよう十分な対策をとっていただきたい。
- a 室外機等の設備機器については、定期的な点検を実施し、故障等による異音の発生の防止に努めること。
- b 従業員等の施設従事者に対する騒音防止意識の徹底に努めること。
- c 荷さばき作業車両・廃棄物収集車両の空ぶかし、アイドリングの禁止などの騒音防止行動の徹底に努めること。
- d 夜間早朝の荷さばき作業は極力避けるよう努めること。
- e 来客者のアイドリング禁止など騒音の発生低減の呼びかけに努めること。
- (㉗) 自然環境保護について
- 水質・大気質等について関係法令を遵守し公害の発生防止を図るほか、環境への負荷を低減する取組を行うなど良好な自然環境の保全に努めていただきたい。
- 近隣住民の平穏な生活環境が保持されるよう騒音対策をはじめ、悪臭対策等公害の発生防止対策に努めていただきたい。
- ウ 防災・防犯対策について
- a 災害時における避難所としての対応は出来ないか検討をお願いしたい。
- b 南さつま市青少年育成センター運営委員会、南さつま市校外生活指導連絡会からの意見として、店内外や駐車場での溜まり場とならないよう、死角を作らない配置や積極的な声掛け等の対策、防犯カメラの設置をお願いしたい。
- c 施設周辺に街路灯の設置をお願いしたい。
- エ その他
- (㉘) 地域との協調について
- a 複合施設での雇用については、地元住民を優先に採用していただきたい。
- b 商工会議所等各種団体への積極的な加盟をお願いしたい。
- c 仕入等について、地元業者の利用をお願いしたい。
- d 地域行事等への積極的参加をお願いしたい。
- e 関係法令を遵守するとともに、近隣住民から苦情や要望があった場合には、真摯

に対応し、必要な改善を早急に講じていただきたい。

(イ) 事業計画について

当該施設は、南さつま市内で初めての複合商業施設であり、市内全域からの来客とともに、出店店舗の種類等によっては市外からの来客も想定される。

このため、来客圏域を半径3km圏内として、立地後の交通流動や騒音・振動等の予測や評価を行っていることについて、開業後の影響を過小評価していないか、再検証していただきたい。

(2) 南さつま市に存する団体

ア 駐車需要の充足等交通に係る事項

(ア) 出入口No.2について、一方通行による進入規制及び警備員の配置等をお願いします。

(イ) 敷地内から周辺道路への飛び出しがないよう、さらに駐車場入出場の誘導が安全に行われるなどの十分な配慮をお願いします。

イ 防災・防犯対策への協力

(ア) 店舗敷地内に、住宅地へ向けての防犯灯の設置をお願いします。

(イ) 周辺の地域への防犯対策として、植樹あるいは看板等の設置をお願いします。

.....

河川法に基づく原田川水系河川整備計画の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、原田川水系河川整備計画を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

平成30年 6 月12日

鹿児島県知事 三反園訓

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第53号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年 6 月12日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRCYBORG009L-V	株式会社ニューギン	8P0057
ぱちんこ遊技機	CR真・怪獣王ゴジラL-KH	株式会社ニューギン	7P1739
ぱちんこ遊技機	CR信長の野望～創造～L-TH	株式会社ニューギン	8P0136
回胴式遊技機	クレアの秘宝伝 女神の夢と魔法の遺跡/P4	株式会社パオン・ディーピー	7S1909
回胴式遊技機	花の慶次～天を穿つ戦槍～剛弓NM	株式会社ニューギン	7S1726
回胴式遊技機	義風堂々！！～兼続と慶次～EM	株式会社EXCITE	7S1876
回胴式遊技機	パチスロらんま1/2W	株式会社EXCITE	8S0007
回胴式遊技機	パチスロ 新世紀エヴァンゲリオン10j	株式会社ジェイビー	7S1463
回胴式遊技機	パチスロ ハクシオン大魔王AA	株式会社ジェイピーエス	8S0043
回胴式遊技機	オリスロAA	株式会社ジェイピーエス	8S0143